

## 配偶者控除および配偶者特別控除が改正されました

平成31年度の市県民税から、納税者に所得制限が設けられた配偶者控除が適用されます（下記参照）。

配偶者の合計所得額		納税者の合計所得金額			
		～9,000,000円	9,000,001～9,500,000円	9,500,001～10,000,000円	
配偶者控除	70歳未満 (控除対象配偶者)	～380,000円	33万円	22万円	11万円
	70歳以上 (老人控除対象配偶者)		38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	380,001円～900,000円		33万円	22万円	11万円
	900,001円～950,000円		31万円	21万円	11万円
	950,001円～1,000,000円		26万円	18万円	9万円
	1,000,001円～1,050,000円		21万円	14万円	7万円
	1,050,001円～1,100,000円		16万円	11万円	6万円
	1,100,001円～1,150,000円		11万円	8万円	4万円
	1,150,001円～1,200,000円		6万円	4万円	2万円
	1,200,001円～1,230,000円		3万円	2万円	1万円
	1,230,001円～		対象外	対象外	対象外

## 償却資産の申告を忘れずに！

税務課固定資産税係 ☎22-1313

固定資産税は、土地や家屋のほか、償却資産（事業用資産）も課税対象になります。事業を営む目的で機械や備品などの資産を所有している、または市内事業者に資産を貸し付けている個人・法人の方は、地方税法の規定により、1月1日現在の所有状況を申告しなければなりません。固定資産台帳や減価償却費内訳表などを必ずご確認の上、期限までに申告書を提出してください。昨年申告された方には申告書を郵送していますが、用紙が届いていない方や新たに事業を始めた方はご連絡ください。償却資産を所有されていない方は「該当資産なし」として申告してください（申告書備考欄に記入してください）。

●申告期限 1月31日(木)

●個人番号（マイナンバー）の記入

個人番号12桁（法人は13桁）を申告書の所定の欄に記入してください。なお、個人の方が、申告書を窓口へ提出する場合は、マイナンバーの確認と本人確認を行いますので右ページ「本人確認書類のご用意を」をご覧ください、必要書類をお持ちください。

●よくある質問

Q. 個人でも申告する必要がありますか？

A. 個人・法人にかかわらず、不動産賃貸業や農業など、事業を営み、資産がある場合には申告が必要です。

Q. 申告対象となる資産が分かりません。

A. 減価償却資産明細書または固定資産台帳をご確認ください。申告対象となる資産は、その中から固定資産税が課税される家屋、自動車税および軽自動車税が課税される自動車などを除いたものにおおむね一致します。

Q. 資産に増減がありませんが申告は必要ですか？

A. 資産に増減がなくても、毎年申告書の提出は必要です。備考欄に「増減なし」と記入してください。

●償却資産の対象となる主な資産例（業種別）

業種	資産の名称
全業種共通	駐車場舗装（アスファルト）、門・塀、エアコン、看板、受変電・自家発電・太陽光発電などの電気設備、中央監視装置、屋外の給排水ガス設備、広告設備、内装（テナントが施工したもの）など
一般事業	パソコン、コピー機、ロッカー、応接セット、キャビネット、金庫など
不動産賃貸	自転車置き場、屋外灯、駐車場用機械設備、駐車場舗装、そのほかの屋外設備など
小売店・飲食店	レジスター、自動販売機、ガスレンジなどの台所用品、テレビ、カラオケ、冷蔵庫、陳列ケースなど
写真店	写真現像焼付設備、パソコン、デジタル複写機など
ガソリンスタンド	独立キャノピー、給油装置、洗車装置、屋外照明設備、構内舗装、コンクリート擁壁、排水除害設備、ホイールバランス、コンプレッサーなど
建設業	ブルドーザーやスライパーなどの建設用大型特殊自動車、掘削機、測量機器など
理容・美容業	サインボール、理美容いす、洗面設備、タオル蒸し器、ドライヤー、テレビ、レジスターなど
病院	ベッド、手術台、X線装置などの医療用機器、給食用台所用品など
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備など
自動車修理業	測定・検査工具、旋盤、プレス機、圧縮機、舗装路面など
娯楽業	パチンコ台、スロット機、テレビゲーム機、両替機、カラオケ機器、ゴルフ練習場ネット設備、テニスコートなど
印刷業	各種製版機、印刷機、裁断機、製本設備など
農業・畜産業	代かき機、乾燥機、サイロ、草刈機、堆肥散布機、搾乳機など

## 市県民税・償却資産の申告

### 平成31年度市県民税申告

税務課市民税係 ☎22-1313

1月1日現在、市内に住所があり、一定基準に当てはまる方は、市県民税（住民税）の申告（1～12月の所得の申告）をする必要があります。申告は、住民税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の計算や所得証明書の発行に必要な重要な手続きです。2月5日(火)から地区別に申告相談を行いますので、早めの準備をお願いします。

なお、日程、会場、持ち物など、詳しくは「平成31年度市民税・県民税申告相談のお知らせ」や税務課ホームページをご覧ください。

※申告（簡易申出書を含む）を行わないと、国民健康保険税などの軽減が受けられなくなる場合があります。

■各地区公民館および市役所本庁舎入場時間のお知らせ

各地区公民館および市役所本庁舎の施設入場時間は、来場者の安全、申告受付の公平性、セキュリティなどの観点から午前8時からとなります。午前8時より前には入れませんので、会場付近に並ぶことの無いようお願いいたします。

なお、来場者受付は午前8時の施設入場後に開始し、申告相談は午前9時からの予定です。申告相談の日程は「平成31年度市民税・県民税申告相談のお知らせ」（広報しろいし1月号と同時に全戸配布）をご覧ください。

■無収入の場合の申告

昨年中に収入が無かった方（専業主婦など）や非課税所得（障害年金、遺族年金、雇用保険など）のみの方は、申告会場に足を運ばず、3月15日(金)までに「簡易申出書」を税務課に提出してください（郵送可）。

■予定納税をされた方

税額の計算に必要な予定納税額が記載されているため、税務署から送付された確定申告書または「確定申告のお知らせ」を必ず会場にお持ちください。

■自分で確定申告書を作成した方

市の申告相談ではなく、税務署へ提出してください。住民税申告書のみ場合は、税務課に提出してください。

■畜産農家の方

畜産農家の方は、申告を受け付けるのに時間がかかりますので、指定日にお越しください。夜間の部や予備日（3月13日～15日）の申告はご遠慮ください

■本人確認書類のご用意を

申告書に個人番号の記載が必要となりますので、次の本人確認書類をご用意ください。

●個人番号カードをお持ちの方

●個人番号カードをお持ちでない方

・番号確認書類（個人番号通知カード）  
・身元確認書類（免許証など写真付きのものは1点、保険証など写真がないものは2点）

■問い合わせはお早めに

申告相談期間中は、担当職員が税務課の窓口を不在にします。申告などについて不明な点などのお問い合わせは、できる限り期間前までに済ませてください。期間中

にお問い合わせいただいた場合、内容によっては回答が翌日以降となる場合があります。

■大河原税務署の確定申告受付期間

●場所 大河原税務署東庁舎2階

●期間 2月18日(月)～3月15日(金)

●時間 ※土・日・祝日を除く 9時～17時（来場は16時まで）

☎大河原税務署 0224-52-2202

■医療費控除の変更点

医療費控除の適用を受ける場合、領収書に代わり「医療費控除明細書（※1）」または「医療費通知書（※2）」の添付が必要になります。なお、平成31年分の確定申告までは、これまでどおり領収書の添付が提示により医療費控除を受けることもできます。

※1：領収書は5年間保存が必要です。

※2：各種健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」など